奈良県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第三十五号

奈良県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

奈良県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年三月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（処分の特例）

2　基金は、平成二十四年度に限り、第一条及び第七条の規定にかかわらず、法附則第十条第一項に規定するところにより、その一部を取り崩すことができる。

3　前項の場合におけるその取り崩した額の取扱いについては、法附則第十条第二項、第三項及び第五項に定めるところによる。

附　則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。